

○木曾広域連合組織機構検討委員会設置要綱

〔平成 19 年 10 月 1 日〕
要綱第 8 号

改正 平成 19 年 12 月 27 日 要綱第 10 号 | 平成 28 年 3 月 1 日 要綱第 1 号
平成 24 年 3 月 1 日 要綱第 1 号

(設置)

第 1 条 木曾広域連合の組織機構を検討するため、木曾広域連合組織機構検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、木曾広域連合が処理する事務について効率的、かつ適正な執行を図るための組織機構のあり方について検討し、その結果を連合長に報告するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 副管理者
- (2) 会計管理者
- (3) 総務課長
- (4) 地域振興課長
- (5) 健康福祉課長
- (6) 環境課長
- (7) 建設課長
- (8) 議会事務局長
- (9) 木曾広域情報センター所長
- (10) 木曾文化公園館長
- (11) 木曾寮所長
- (12) 環境センター所長
- (13) 木曾クリーンセンター所長

(委員長)

第 4 条 委員長に副管理者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(召集)

第 5 条 委員会は、委員長が召集する。

(関係職員の出席等)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員に対し委員会への出席を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 27 日要綱第 10 号）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 1 日要綱第 1 号）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 1 日要綱第 1 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。